

音楽のオーベルジュ屋我地あんさんぶる

宿泊約款

利用規約

令和3年6月4日作成

令和4年1月2日更新

宿泊約款

適用範囲

第1条

音楽のオーベルジュ屋我地あんさんぶる(以後、甲と記載)が宿泊客(以後、乙と記載)との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとする。

(2)甲が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとする。

(3)甲のホームページ以外の各種予約ウェブサイトからの申し込みに関しても、この約款に従うものとする。

宿泊の申し込み

第2条

(1)甲の宿泊施設(以下、宿泊施設と記載)へ宿泊契約の申し込みをしようとするとき、乙は下記の事項を事前に甲に申し出ることとする。

- (a)宿泊者名
- (b)宿泊する宿泊施設の施設名
- (c)当日連絡のつく連絡先
- (d)宿泊料金に関する同意
- (e)宿泊人数
- (f)その他、甲が必要と認める事項

(2)乙が宿泊中に宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、甲はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったとして処理する。

宿泊契約の成立

第3条

宿泊契約は、乙が宿泊予約を行い、甲が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとする。ただし、甲が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではない。

(2)前項の規定により、宿泊契約が成立したとき、乙は宿泊期間の宿泊金の全額を甲の定める指定日までに支払いを完了しなければならない。指定日までに支払いがなく、甲と乙間において、遅延の合意がなされていない場合、宿泊契約は甲より一方的に解除できるものとする。乙は、事前に甲へ電話による連絡を行い、甲による合意を得た場合に限り、支払い期日を変更することが出来る。

(3)宿泊金の全額が入金されず、一部だけが入金されていた場合、残金について、乙は「いつ」「どのような支払い方法で」行うのかに関して、甲の了承を得なければならない。了承が無い場合、宿泊契約は成立せず、宿泊予約は甲により解除され、入金された金額については乙の振り込み手数料負担にて返金される。

(4)宿泊金の事前支払いは、甲指定の銀行口座への振り込み、またはクレジットカードによる支払いに限る。但し、旅行会社またはインターネット上の宿泊予約ウェブサイト会社からの申し込みの場合で、甲から支払い期日の連絡がないときに限り、各旅行会社または宿泊予約ウェブサイト会社が指定する方法により支払いを行うものとする。

(5)予約申し込み時に提示される宿泊金金額には、税金、サービス料が含まれているものとする。

宿泊契約締結の拒否

第4条

甲は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがある。

- (a)宿泊の申し込みが、この約款によらないと甲が事前に認めていた場合。
- (b)満室のとき。
- (c)乙が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(d)乙が、次のイ)からハ)に該当すると認められるとき。

イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、暴力団と記載)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力。

ロ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(e)乙が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした、または過去に行った経歴があるとき。

(f)乙が、未成年者で保護者の同意証明書を得られていないとき。但し、保護者が同伴の場合、同意証明書は不要とする。

(g)乙が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(h)宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(i)乙が、甲が運営する宿泊施設のいずれかにて、宿泊施設の近隣住民へ迷惑行為を過去に行った、または騒音に関する注意を過去に受けていたとき。

(j)乙が、甲が運営する宿泊施設のいずれかにて、以前に宿泊利用した際に宿泊施設へ損害、損失を与え、それを弁償していないとき。

(k)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(l)乙が、日本国籍保持者ではなかった場合で、宿泊日までに在留カードまたはパスポートを提示できずその証明がなされないとき。

(m)乙が、この約款に同意できないとき。

宿泊客の契約解除権

第5条

乙は、甲に申し出て、又はインターネット予約サイト上にて、宿泊契約を解除、変更することができる。

(2)甲は、乙がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を変更した場合は、下記に抱えるところにより、違約金を申し受ける。但し、甲が第6条に定める特約項目に関しては、違約金は発生しないこととし、但し各旅行会社経由からの宿泊予約及び各宿泊予約ウェブサイト会社からの予約に関しては、下記の違約金は適応されず、該当会社の違約金規定に準ずるものとする。

ご予約宿泊日の7～3日前：ご宿泊料金の20%

2日前：ご宿泊料金の50%

1日前：ご宿泊料金の80%

当日・無宿泊：ご宿泊料金の100%

宿泊金の支払いを要しないこととする特約

第6条

下記のa)からd)に当てはまる場合に於いては、乙からの宿泊契約解除に関して、違約金は発生しないものとする。

(a)乙、またはその2親等以内の家族が死亡し、医師により発行された死亡診断書の写しを、
契約解除日から3週間以内に甲に提出した場合。

(b)乙が、事故等の不慮の事案に巻き込まれた場合。但し、乙本人に非が無いと日本の公的機関が認めた場合で、かつその公的機関からの連絡によるものに限る。甲は、連絡が入った公的機関の固定電話宛てに、
折り返しの連絡にて契約解除に関して了承の旨を伝えるものとする。

(c)チェックインするために使用する予定であった公共交通機関が、各鉄道会社または各飛行会社によりキャンセルまたは大きな遅れに伴い、便の変更等が出来ず、これが原因で到着不可となった場合。
但し、各鉄道会社または航空会社が発行する遅延証明書、または欠航証明書を契約解除日から1週間以内に乙に提出した場合に限る。

キャンセルの連絡を行う際、公共交通機関の発着地及び便名、列車名等を偽りなく申告しなければならない。

(d)別表に定められた違約金発生日よりも前に解除を甲に申し出て、解除を了承された場合。

弊社の契約解除権

第7条

甲は次に掲げる場合に於いては、この宿泊期間中であっても、宿泊契約を一方的に解除することができる。契約の解除を申し渡された時点で、乙は速やかに宿泊施設の退室しなければならない。下記(a)から(e)に際しての一方的解除に於いては、宿泊金の返金は基本的に行わない。但し、乙が起こした問題の解決に、実費が必要となった場合、その金額を乙は負担しなければならない。

(a)乙が宿泊に際し、法令及び規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為を行ったと認められるとき。

(b)乙が他の宿泊客に著しい迷惑行為を及ぼす言動をしたとき。

(c)宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(d)乙が宿泊施設、または各宿泊施設のオーナーに対して迷惑行為、損傷行為を行った場合。

(e)その他、甲が宿泊不可であると判断した場合。

(2)甲は次に掲げる場合に於いては、この宿泊期間中であっても、宿泊契約を一方的に解除することができる。契約の解除を申し渡された時点で、乙は速やかに宿泊施設を退室しなければならない。下記(f)から(n)に際しての一方的解除に於いては、宿泊金の一部を返金する。返金しない宿泊金には、宿泊施設試用期間内に発生した退去の原因となった案件を解決する為に必要と思われる実費(近隣住民へのお詫び金、故障や損傷を修理する費用等)、利用したリネン等のクリーニング費用、宿泊施設全体の清掃費用、予約時に発生したシステム利用料、各観光会社や宿泊予約ウェブサイトへ支払わなければならない手数料等が含まれ、その残金が返金される。但し、元来の宿泊金金額を超えて実費が必要となった場合、その金額を乙は負担しなければならない。

(f)乙が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(g)第4条に定められた内容に関して、乙が甲に虚偽の偽申告をしていたとき。

(h)乙が、次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき。

(イ)暴力団準構成員、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力。

(ロ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(ハ)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(i)乙が甲の忠告を受けてもなお、騒音を立て続け、甲が退去を命じたとき。

(j)乙が近隣住民に迷惑行為を及ぼしたとき。

(k)名護市の法令に反したとき。

(l)土足厳禁とされた場所を土足で使用した場合。

(m)喫煙不可の場所で喫煙行為があった場合。

(n)その他、甲が宿泊不可であると判断した場合。

(3)甲は次に掲げる場合に於いては、宿泊契約を一方的に解除することができる。契約の解除を申し渡された時点で、乙は速やかに宿泊施設の退室しなければならない。下記(o)の場合、乙がいまだ提供を受けていない宿泊サービスに関する料金は全額返金する。

(o)天災等の不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき。

宿泊の登録

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、甲の運営するフロント施設に於いて、次の事項を登録しなければならない。

(a)宿泊客の氏名、性別、住所、連絡先

(b)日本国籍を有しないものは、国籍、旅券番号

(c)その他、甲が必要と認める事

宿泊施設の使用時間

第9条

乙が甲の宿泊施設を使用できる時間は、午後2時から翌日の午前11時までとする。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができる。

(2)甲は前項の規定に関わらず、該当日の宿泊予約が無い日に限り、同項に定める時間外の宿泊施設の使用に応じることがある。この場合は、次に掲げる追加料金を乙は支払わなければならない。また、乙は該当日の前日午後4時までに退室時間の変更を申し出なければならないこととする。時間外の使用ができるかどうかの最終的な甲から乙への返答は、チェックイン手続き時、またはそれ以降となり、それまでに確約することはできない。

(a)12時までは、該当日の1泊料金の30%

(b)12時以降は、該当日の1泊料金の100%

(3)前項に定められた規定に反し、乙が指定された退室時間を守らなかった場合は、該当日の1泊料金の100%を甲に支払うものとする。また、この違約金に関しては、該当日に現金で支払うものとする。

(4)退室時間後、清掃終了後にも関わらず、乙が室内のいかなるものを使用した場合についても、該当日の1泊料金の100%を甲に支払うものとする。また、この違約金に関しては、該当日に現金で支払うものとする。

(5)前項の3)及び4)に定められた支払いを怠った場合、甲はすみやかに乙へ電話連絡またはメール連絡を行い、連絡が付いた場合、付かなかった場合に限らず、甲は事前に登録されたクレジットカード情報で違約金を引き落としするものとする。引き落としが出来ない場合、また宿泊金の支払いが事前に銀行振り込みにて行われていた場合は、電話連絡等により再度の振り込みを要求するものとする。乙が振り込み要求へ応じない場合、甲は甲の本社所在地を管轄する裁判所へ訴訟を起こすことができる。

利用規約の遵守

第 10 条

(1)乙は、宿泊施設内及び宿泊施設の玄関前においては、甲が定めて事前に通知した内容、チェックイン時に説明をした内容、及び宿泊施設内に置かれた宿ファイル内の内容、及び当約款に従わなければならない。

営業時間

第 11 条

(1)甲の主な施設の営業時間は次の通りとする。詳細や臨時の営業時間変更については、甲の公式ホームページにて告知、案内を行う。

(a)宿泊施設施設利用可能時間午後 3 時～翌日 11 時

(2)無休但し、年末年始は時間短縮、レセプション及びオフィスの臨時休業の可能性はある。休業、時間変更がある場合は、甲のホームページにて告知、案内を行う。

(3)緊急連絡先は宿ファイルに記載するものとする。

約束される責任

第 12 条

(1)甲は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、5 万円を限度として賠償する。
但し、それが甲の責めに帰すべき事由によるものであると証明された場合に限る。

(2)甲は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入する。

契約した宿泊施設の提供ができないときの取り扱い

第 13 条

(1)甲は、乙に契約した宿泊施設を提供できないときは、乙の了解を得て、他の宿泊施設、宿泊施設を斡旋するものとする。他の宿泊施設、または宿泊施設の斡旋ができないときは、補償料としてすでに入金された宿泊金を全額返金する。但し、宿泊施設を提供できないことについて、甲の責めに帰すべき事由がないときは、他の宿泊施設の斡旋は行わない。

貴重品の取り扱い

第14条

(1)宿泊客がチェックインオフィスにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は5万円を限度としてその損害を賠償する。

(2)宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、チェックインオフィスにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当館はその損害を賠償する。

駐車場の責任

第15条

乙が宿泊施設の駐車場を利用する場合、甲は乙へ駐車可能な場所を貸し出すものであって、車両の管理責任まで負うものではない。但し、駐車場の管理に当たり、甲の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じるものとする。

(2)乙が宿泊施設の近隣にあるコインパーキング等、他企業の駐車場を利用する場合、甲は一切の責任を負わず、その賠償もしないものとする。

(3)甲が管理する駐車場以外の場所に駐車し、近隣住民等とトラブルになった場合、甲は近隣住民と乙との間を取り持つが、その責めは全て乙に帰するものとする。また、そのトラブルによって今後の甲の宿泊施設運営に関わる事態に発展した場合、乙はその責めを負い、甲に対して賠償を行わなければならない。

遺失物に関する取り決め

第16条

乙がチェックアウトした後、乙の手荷物または携帯品が置き忘れられていた場合、甲は原則として発券日を含めて7日間保管し、その間に乙からの返還の申し出がなされなかった場合は、これを最寄りの警察署へ届けるものとする。但し、貴重品に関しては、発券日に警察署へ届けるものとする。

(2)乙がチェックアウトした後、飲食物ならびに雑誌、その他の廃棄物が宿泊施設内に残されていた場合は、チェックアウト日の午後8時までに連絡がない場合は、その時点で破棄等処分するものとする。土産物などの食品であっても、これに該当する。

(3)甲は置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、乙への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、乙がこれに異論を述べることはできない。

(4)前項に基づいた上で、乙の手荷物または携帯品の保管に関し、甲の故意または過失により、乙に損害を与えた場合は、5万円を限度としてその損害を賠償する。

宿泊者の責任

第17条

乙の故意又は過失により甲が損害を被ったときは、乙は甲に対し、その損害を賠償することとする。

(2)乙は指定の喫煙所以外で加熱式無煙タバコを含む喫煙をした場合は、5万円のクリーニング代金を賠償する。

その他の免責事項

第18条

甲はお客様が天候、天災地変、戦乱、暴動、ストライキ又はその他の理由による運送機関などの旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、または以下の事例により損害を被った時、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- (1)天候、天災地変、戦乱、暴動、テロ、伝染病またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。また、航空会社、その他の施設の利用が可能であるにも関わらず、お客様の判断で旅行をキャンセルする場合のキャンセルチャージ
- (2) 旅行機関などのサービスの提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (3)官公庁の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、中止
- (4)行動中の事故
- (5)食中毒

- (6)盗難・詐欺などの犯罪行為
- (7)運送・宿泊機関などの遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮や追加費用
- (8)運送・旅行機関などの事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡、治療費用、賠償責任、救急搬送費用など。
- (9)航空機、各種交通機関の乗り継ぎ等で遅延やキャンセルにより乗り継ぎができない場合の追加費用負担。海外旅行保険などに加入することで想定外のリスクに備えるようお願いしております。
- (10)その他、弊社の関与し得ない事由

その他定めるべき事項

第 18 条

この約款に定められていない事項については、一般慣例に基づき、又、日本国の憲法と法律に基づき、地方裁判所の判決に従うものとする。

(2)本約款は、宿泊契約の締結時点よりその効力を有することとする。

(3)本宿泊契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は、那覇地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

以上

利用規約

屋我地あんさんぶるでは、宿泊約款第10条に基づき、当宿の品位を保ち、またお客様が当宿に滞在中に快適にかつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により客室及び当宿内の諸設備のご利用をお断り申し上げますこと、また、当宿が被害を被った場合は被害相当額を請求させていただく場合がございます。

また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当宿では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようようお願い申し上げます。

1. 宿の屋敷内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - a. 動物などその他のペット類一般（但し、盲導犬を除きます。）
 - b. 悪臭・異臭を発生するもの
 - c. 著しく多量な物品
 - d. 火薬・摘発油等発火又は引火しやすいもの
 - e. 所持を許可されていない鉄砲、刀剣類、覚せい剤などの薬物
 - f. その他、他のお客様の安全性を脅かす物件と認められるもの
2. 宿内でとばくまたは風紀を乱すような行為はなさないでください。
3. 宿内で他のお客様及び近隣住民にご迷惑を及ぼすような高声、放歌、または喧騒な行為はなさないでください。
4. 睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様、近隣住民、及び当宿に迷惑をかける行為はおやめください。
5. 宿内の諸設備物品を当ホテルにご相談なく他の場所へ移動させる等、現状を変更するようなことはなさないでください。
6. 建造物、家具、備品その他の物品を損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
7. 宿内では当宿の許可なしに、広告物の配布、掲示または物品の販売等はなさないでください。
8. 宿の敷地内に所持品を放置なさないでください。
9. 宿の外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。
10. お忘れ物、遺失物の処理は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。

- 1 1. 当宿の責めに帰すことが出来ない事由によって生じた事故等については、当宿は賠償責任を負いかねます。
- 1 2. 各屋敷のデッキ及びプライベートプールをご利用の際は、重大な事故に繋がりにかねませんので、以下の点ご注意ください。
 - a. 室内外にいるに関わらず、お子様がプールで溺れたりしない様充分にご配慮ください。
 - b. お子様のみでのプールの使用は禁止致します。
 - c. プールへの飛び込みは禁止致します。
 - d. 大量に飲酒をした場合、プールのご利用はご遠慮ください。
 - e. 前項にかかわらずその他、危険な利用の方法はなさらないでください。
- 1 3. 楽器の演奏につきましては、以下の事項ご協力お願い致します。
 - a. ピアノの品質保全のために、ピアノのある部屋では窓の常時開放はご遠慮くださいます様ご協力お願い致します。
 - b. 近隣住民への配慮のために、20時以降の楽器演奏はご遠慮ください。
 - c. 屋敷内の窓、扉を閉めてから楽器演奏をしてください。
 - d. ピアノにカバーがかかっている場合は当宿の許可なくカバーを取らないでください。
 - e. ピアノの上に物を置かないでください。
- 1 4. 当宿は住宅街に所在しております。近隣住民への配慮のために、以下の事項ご協力をお願い致します。
 - a. 各屋敷プライベートプールの使用は21時以降ご遠慮ください。
 - b. お屋敷内に於かれましても、21時以降はお静かにご利用いただけます様ご協力をお願い致します。
 - c. その他、近隣住民に迷惑のかかる行為はお止めください。
- 1 5. 従業員から指示があった場合
 - a. 当宿の利用に関して従業員の指示があった場合はそれに従ってくださいます様お願い申し上げます。
 - c. 従業員の指示に従っていただけない場合、ご宿泊をお断りする場合がございます。
 - d. 従業員の指示に従っていただけなかった場合で、当宿が損害を被った場合は、被害相当額を請求させていただきます。